

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月9日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

環境課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

令和元年8月27日から令和元年9月11日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○空き家の適正管理について、管理不全な状態にある空き家に係る指導、助言に関し、関係法令等に基づきその区分を明確にし、適正な事務処理に努めること。

○新庄・最上さくらが丘斎苑の指定管理者において、火葬場使用料の出納管理に関し、協定書、仕様書及び関係法令等に基づき明確かつ適切に管理するように、指導・監督に努めること。